

災害発生時における支援体制について

市町村における技術職員の減少などにより、災害発生初期段階における迅速な対応が難しくなっている状況を受け、支援体制の強化に向けて、「**農地・農業用施設災害復旧支援隊**」〔愛称:**NSS**〕を設立しました。

具体的には、各振興局のみの支援では不十分な場合、1チームあたり4名の支援隊を派遣し被災状況の調査等、災害発生初期段階の市町村支援を行うものです。

1 支援体制の概要

(1) 目的

地震や豪雨等により大規模な農地・農業用施設災害が発生し、市町村のみでは被害調査等の初期対応が困難な場合に、管轄する農村整備室等とともに、被災した市町村を支援し、迅速かつ的確な復旧に資する。

(2) 支援の内容

- ア 被災箇所における被災状況及び被害額の調査
- イ 農地・農業用施設災害復旧事業に対する申請の適否調査
- ウ その他、初期対策として必要な調査

(3) 支援の対象とする災害

大雨、洪水、地震、津波その他自然現象により発生した災害

(4) 支援体制

1チームあたり4名の『農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)』(農村整備室等及び岩手県土地改良事業団体連合会職員並びに農村災害復旧専門技術者で構成)が、支援対象となる市町村を管轄する農村整備室等とともに、初期対策を実施する。

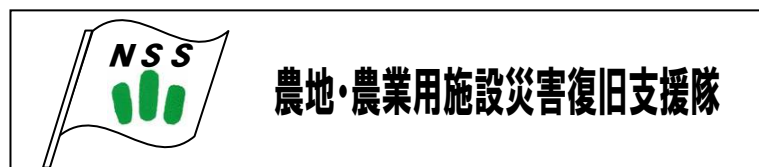
〔NSS 構成員〕

農村整備室等	県 土 連	農村災害復旧専門技術者
43名	4名	53名

「NSS」の構成人数は、89名(43名+4名+53名-重複者11名)

2 その他

- (1) 『農地・農業用施設災害復旧支援隊』は、身分を明らかにするため、次のシンボルマークを活動車両に掲示するとともに、隊員は同じシンボルマークの腕章を携行することとしている。



- (2) 支援活動に必要な機材や経費の負担は次のとおりとしている。

- ア 支援活動に必要な機材(車両、デジタルカメラ、測量器材等)は、隊員を派遣する農村整備室等が準備。
- イ 旅費等は、隊員を派遣する農村整備室等、岩手県土地改良事業団体連合会、コンサルタントがそれぞれ負担。なお、関係団体及びコンサルタントに所属していない農村災害復旧専門技術者は自己負担。
- ウ 関係団体およびコンサルタントに所属していない農村災害復旧専門技術者に係る傷害保険は、岩手県土地改良事業団体連合会が負担。